

告示第13号

令和6年度職員の給与の男女の差異について次のとおり公表します。

令和7年6月26日

球磨郡公立多良木病院企業団
企業長 高森 啓史



令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 球磨郡公立多良木病院企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	35.1 %
全職員	57.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	69.3 %
本庁課長相当職	104.7 %
本庁課長補佐相当職	97.6 %
本庁係長相当職	100.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	102.8 %
26～30年	87.0 %
21～25年	95.2 %
16～20年	65.4 %
11～15年	100.6 %
6～10年	63.9 %
1～5年	66.0 %

【説明欄】

○職員に医療職給料表(一)を適用している男性が女性より多いこと等により、相対的に給料月額が高い職員が男性に多くなっているため、給与差が生じている。任期の定めのない常勤職員(医療職給料表(一)適用者除く)の男女の給与の差異は101.9%。任期の定めのない常勤職員以外の職員(医療職給料表(一)適用者除く)の男女の給与の差異は、96.3%となる。
○任期の定めのない常勤職員以外の職員は、週の勤務時間が30時間未満の職員は算出の対象に含まない。
○部局長相当職の男性職員には医療職給料表(一)を適用している職員が女性職員より多いため、割合が低くなっている。
○課長・係長相当職の女性職員には医療職給料表(二・三)を適用している職員が多く、特殊勤務手当を受給する場合が多いため割合が高くなっている。
○勤続年数36年以上の区分には、該当する男性職員がいないため「—」と記している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。